

公益財団法人 もみじ銀行育英会

奨 学 金 給 付 規 程

(総 則)

第1条 この規程は、公益財団法人もみじ銀行育英会定款第4条の規定に基づき、学資の給付に関する必要事項を定める。

(奨学金・奨学生の意義)

第2条 本会が給付する学資を奨学金といい、奨学金の給付を受ける者を奨学生という。

(奨学生の資格)

第3条 本会の奨学生となることができるものは、海外から広島県内の短大、大学または大学院に留学する学生又は研究生で、次に掲げる各号の要件を備えたものでなければならない。

- (1) 学業・人物がともに優秀で、かつ、健康であって学資の支弁が困難と認められる者。
- (2) 原則として他の奨学資金を受けない者。

(奨学金の給付期間および金額)

第4条 奨学金の給付期間は1年間とする。ただし、継続を希望する奨学生については、1年毎に新規に出願手続きを行なう。

2 前項の期間中に給付する奨学金の額は次のとおりとする。

月 額 50,000円

(奨学生願書および奨学生推せん書の提出)

第5条 奨学生志望者は、本会あての奨学生願書に、学校長の推せん書および在学証明書を添えて本会に提出するものとする。

(奨学生の採用)

第6条 奨学生の採用は、選考委員会の選考を経て決定する。

(奨学金の交付)

第7条 奨学金は、毎月一定の日に交付する。ただし、特別の事情があるときは、2か月分以上を合わせて交付することができる。

2 奨学金は、もみじ銀行を通じて交付する。ただし、特に必要があると認めたときは、在学学校長に委託して交付することがある。その場合は、そのつど、奨学金受領書を提出しなければならない。

(異 動 届 出)

第8条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに届け出なければならない。

- (1) 卒業したとき。
- (2) 休学、復学、転学または退学したとき。
- (3) 停学その他の処分を受けたとき。
- (4) 身元保証人を変更したとき。
- (5) 本人または保証人の氏名、住所その他重要な事項に変更があったとき。

(死 亡 の 届 出)

第9条 奨学生が死亡したときは、身元保証人は、死亡診断書を添えて、直ちに死亡届を提出しなければならない。

(奨学金の停止・休止および給付期間の短縮)

第10条 奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金の交付を停止する。

- (1) 休学したとき。
- (2) 長期にわたって欠席したとき。
- (3) 学業などの状況により、指導上必要があると認められたとき。

2 奨学生は、いつでも在学学校長を経て、期間を定めて奨学金の休止を申し出ることができる。

3 前項の規定により、奨学金の交付を停止または休止したときは、奨学金の給付期間を短縮することができる。

(奨学金の復活)

第11条 前条第1項の規定により奨学金の交付を停止された者が、その事由が止んで在学学校長を経て願い出たときは、奨学金の交付を復活することがある。

(奨学金の廃止)

第12条 奨学生が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、在学学校長の意見を徴して、奨学金の交付を廃止する。

- (1) 傷病などのために修学の見込みがないとき。
- (2) 学業成績または性行が不良となったとき。
- (3) 学生の本文に反する行為があったとき。
- (4) 在学学校で処分を受け、学籍を失ったとき。
- (5) その他奨学生として適当でない事実があったとき。

2 奨学生が死亡したときは、死亡した月の翌月から、奨学金の交付を廃止する。

(奨学金の辞退)

第13条 奨学生は、いつでも在学学校長を経て奨学金の辞退を申し出ることができる。

2 奨学生が転学または退学したときは、奨学金を辞退したものとみなす。

(実施細目)

第14条 この規程の実施について必要な事項は別に定める。

附 則 (平成元年9月6日広教委総第28号)

この規程は、平成元年9月6日から施行し、平成元年4月1日から適用する。

附 則 (平成4年2月12日広教委総第103号)

この規程は、平成4年2月12日改正し、平成4年4月1日から適用する。

(第4条一部改正)

附 則 (平成16年4月20日広教委総第19号)

この規程は、平成16年4月20日改正し、平成16年6月4日から適用する。

(第1条一部改正)

附 則

この規程は、平成24年6月26日改正し、平成24年4月1日から適用する。

(第1条、第7条一部改正)